

令和3年1月農業委員会議事録

開 催 日 時：令和3年1月12日（火） 午前9時30分

開 催 場 所：嘉島町役場 2階大会議室

農業委員出席者：下田司、高木勝美、岡牧生、林田篤、本田博士、山内秀一、森下文夫、森田義美、吉田二郎、友田廣、岩永俊夫、村上卓也、榮恵、松永雄治、佐藤美代子、福永哲夫、齊藤進

事務局出席者：藤本賢二、河原まり、永山栞

1. 開 会：藤本事務局長

2. 会長挨拶：下田会長

3. 議事録署名人指名：下田議長

議事録署名人として、友田廣委員、榮恵委員を指名する。

4. 議 事

- (1) 報告第 21 号 農地法第18条の合意解約について
- (2) 報告第 22 号 農地法第3条の届出について
- (3) 議案第 30 号 農地法第3条の許可申請について
- (4) 議案第 31 号 農地法第5条の許可申請について
- (5) 議案第 32 号 農用地利用集積計画承認申請について
- (6) その他

5. 閉 会

○報告第21号 農地法第18条の合意解約について

(議長) それでは議事に入らせていただきます。報告第21号農地法第18条第6項による届出の通知が1件ございます。事務局より説明をお願いいたします。

(事務局長) はい。資料は1ページです。報告第21号1件について、事務局からご説明いたします。申請番号1番。所在は井寺。農振農用地内の田の1筆。面積が1,471㎡。貸付人、借受人については、記載のとおりです。解約事由は、耕作者の都合による合意解約となっております。解約の申入日については令和2年12月24日。成立日、引渡日、通知日については令和2年12月25日となっております。事務局からは以上でございます。

(議長) ただいま事務局から説明がありました案件は、耕作者の申し出による合意解約となっております。報告のみで終わらせていただきます。

○報告第22号 農地法第3条の規定による届出について

(議長) 続きまして、報告第22号農地法第3条の届出が1件ございます。事務局より説明をお願いいたします。

(事務局長) 資料は2ページ。報告第22号についてご説明いたします。申請番号1番。所在が上島。地目は田の9筆、畑が3筆の合計で12筆です。合計面積が11,140㎡となっております。所有者、届出人については記載のとおりです。申請事由につきましては、相続による所有権の移転となっております。あっせん希望はございません。事務局からは以上でございます。

(議長) ただいま事務局から説明がありました案件は、相続による所有権の移転でございますので、報告のみで終わらせていただきます。

○議案第30号 農地法第3条の許可申請について

(議長) 続きまして、議案第30号農地法第3条の許可申請が2件ございます。まず、申請番号1番について事務局の説明をお願いいたします。

(事務局長) はい。資料は3ページになります。農地法第3条の規定による許可申請についてご説明をいたします。申請番号の1番。所有権の移転になります。所在は下六嘉。農振農用地内の田が1筆と農振地域外の田が3筆の合わせて4筆。合計面積が1,350㎡となっております。譲渡人と譲受人については記載のとおりです。申請事由は売買による所有権の移動となっております。価格については合計で9,529,650円となっております。4ページに申請地の位置図を添付しております。5ページです。検討事項について、確認事項の①番から④番に沿ってご説明いたします。確認事項①になります。全部効率利用要件になります。当該農地の取得後、効率的に利用されるかどうかについてになります。

(事務局長) 地元農業委員の調査などで農機具等の確認もされており、当該農地を効率的に利用されると確認をしております。特に問題はないと思われます。続きまして②番。農作業の従事要件についてになります。当該農地を取得後に必要な農作業に常時従事するかどうかについて、これについても地元農業委員の調査などから、当該農地を取得後も農作業に従事されることを確認し、問題ないと思われます。続きまして③番。下限面積の要件になります。5反要件になります。譲受人の経営面積が8, 111 m²となっておりますので5反要件を満たしております。問題はないと判断できます。続きまして④番。地域との調和要件についてになります。譲受人が長年地元に住んでおられ、地元農業にも精通されております。また、調査により周辺農地に影響が無いように耕作されることも確認をしております。特に問題がないと判断をしております。その他の確認事項についても問題がないと思われます。事務局からの説明は以上でございます。

(議長) ただいま事務局から説明がございましたが、何かご意見ご質問ございませんでしょうか。

(委員) ありません。(委員一同)

(議長) 何も無ければ、承認でよろしいでしょうか。

(委員) はい。(委員一同)

(議長) ありがとうございます。それでは承認とさせていただきます。続きまして、申請番号2番について事務局の説明をお願いいたします。

(事務局長) はい。資料は3ページに戻っていただきたいと思ひます。申請番号2番です。所有権移転の案件です。所在は下六嘉。農振地域外の田が2筆と農振農用地の畑が1筆の合計3筆です。合計面積が2, 037 m²となっております。譲渡人と譲受人については記載のとおりです。申請事由については、売買による所有権移転となっております。売買価格は合計で14, 379, 183円となっております。6ページに申請位置図を添付しております。7ページを開けていただきまして、検討事項になります。確認事項①番から④番に沿ってご説明をいたします。まず①。全部効率利用要件です。当該農地を取得後、農地を効率的に利用されるかどうかになります。申請人への確認、また地元農業委員の調査により、現在、小さくながら農業をされていることを確認しております。今後も農地を取得後も小さくではありますが、農業を継続して効率的に利用されると判断しております。続きまして②番。農作業の従事要件についてになります。これについては提出された申請添付書類や本人への確認をしております。当該農地を取得後も農作業に従事されると思われます。続いて③番。下限面積の要件、5反要件になります。譲受人の経営面積が4, 818 m²となっております。

(事務局長) 現在、5反を満たしておりませんが、今回予定の面積2,037㎡と合わせますと6,855㎡となりますので、5反を満たすこととなります。問題ないと判断しております。最後④番です。地域との調和要件についてとなります。譲受人が長年地元に住んでおられて、地元農業にも十分理解をされております。地元農業委員の調査で周辺農地に影響が無いように耕作されると確認をしております。特に問題がないと判断をしております。また、その他の確認事項についても問題がないと思われまます。事務局からは以上でございます。

(議長) 事務局から説明がございましたが、ご意見ご質問はございませんでしょうか。

(委員) ありません。(委員一同)

(議長) 何も無ければ、承認でよろしいでしょうか。

(委員) はい。(委員一同)

(議長) ありがとうございます。それでは承認とさせていただきます。

○議案第31号 農地法第5条の許可申請について

(議長) 続きまして、議案第31号農地法第5条の許可申請が1件ございます。事務局から説明をお願いいたします。

(事務局長) 資料は8ページになります。議案第31号についてご説明いたします。申請番号1番。所有権移転の案件です。所在は上島。雑種地1筆で面積が870㎡となっております。譲渡人と譲受人については記載のとおりです。申請事由については、駐車場ということですが、販売用の車両置き場で22台分です。9ページに申請位置図を添付しております。10ページを開けていただいて、土地利用計画図と雨水排水計画図を添付しております。譲受人が事業の拡大ということ。コロナ対策も含めたインターネットを活用した販売方法に力を入れるということで、今回申請が提出されました。雨水については、砂利敷きの計画となっております。車両は22台分のスペースを確保されております。車両の進入については、敷地東側の町道より進入する計画です。回転スペースも確保されております。雨水については、基本自然浸透になります。オーバーフロー分については敷地の法面と町道間に空地部分がありまして、そこを調整池として活用するという計画になっております。地元の区長とも協議をされています。今回、給水生活雑排水または汚水はございません。事務局からの説明は以上でございます。

(議長) 続きまして、地元委員であります私から報告をいたします。昨年12月25日に事務局と現地を確認しましたので、その状況をご報告します。申請地は、上島集落内にある10ha未満の未整備農地であるため、農地区分としては第2種農地になると思われまます。

(議長) 周辺に農地はありませんので、周辺の農地等に係る営農上の支障は生じないと思われま。販売用車両置き場ということですが、周辺の土地利用の状況からも転用許可申請は妥当なものと考えられます。委員の皆様の慎重なるご審議をよろしくお願ひし、地元委員の説明を終わります。続きまして、検討事項について事務局の説明をお願いいたします。

(事務局長) 資料は11ページになります。資料の真ん中の検討事項に沿ってご説明をいたします。まず、検討事項1番。農地の区分と転用の目的になります。農地の区分については集落内にある10ha未満の未整備農地であるため第2種農地と判断ができます。目的は販売用の車両置き場となっております。検討事項2番。資力及び信用についてになります。申請時に資金計画書の提出をいただいております。また残高証明書等により事務局で確認しております。許可相当であると思われま。続きまして、検討事項3番。転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意の有無について、今回該当ございませ。4番。申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性についてになります。今回提出いただいた許可申請の添付書類また工事内容、工期などを事務局で確認しております。確実性があると思われま。続きまして、5番。行政庁の許可、認可等の処分の見込みについて、今回該当がございませ。7番。計画面積の妥当性についてになります。先ほど土地利用の計画でもご説明しましたとおりです。特に問題はないと判断をしております。9番目最後になります。周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無になります。周辺には農地がないため該当なしとしておりますけれども、周辺の住宅と隣接して災害公営住宅もあります。十分配慮されて、この事業に取り組む内容を計画書にて確認しております。問題はないと思われま。よって、総合的に判断をした結果、本許可申請については許可相当と判断しております。事務局からは以上でございます。

(議長) ただいま地元委員、事務局から説明が終わりましたが、何かご意見ご質問はございませでしょうか。

(委員) ありませ。(委員一同)

(議長) 何も無ければ承認でよろしいでしょうか。

(委員) はい。(委員一同)

(議長) ありがとうございます。それでは本案件は承認とさせていただきます。

○議案第32号 農用地利用集積計画承認申請について

(議長) 続きまして、議案第32号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による案件が5件ございませ。このうち、□□委員の案件が1件ありますので、先に審議をいたします。□□委員の退室を求めませ。(□□委員退室)

(議長) それでは、事務局から説明をお願いいたします。

(事務局長) はい。資料は13ページになります。13ページの申請番号3番が□□委員の案件になりますので、ご説明をいたします。所在は下六嘉。農振農用地内の田が1筆。面積が1,984㎡となっております。貸付人借受人については記載のとおりです。利用目的です。田の利用権の再設定ということで申請が上がっております。借賃については1反当りの15,121円で、合計の金額30,000円となっております。期間については、令和3年2月1日から令和8年1月31日となっております。事務局からは以上になります。

(議長) ただいま事務局から説明がございましたが、何かご意見ご質問ございませんでしょうか。何も無ければ承認でよろしいでしょうか。

(委員) はい。(委員一同)

(議長) ありがとうございます。承認とさせていただきます。□□委員の入室を許可します。(□□委員入室) □□委員の案件は承認されましたので、報告します。

(□□委員) どうもありがとうございました。

(議長) それでは残りの案件について事務局より説明をお願いいたします。

(事務局長) はい。資料は12ページからになります。申請番号1番。所在が上六嘉。農振地域外の田1筆で面積は200㎡となっております。譲渡人と譲受人は記載のとおりです。利用目的は田の売買による所有権移転となっております。売買価格は1,200,000円となっております。移転時期と引渡時期は令和3年1月13日となっております。申請番号2番です。所在が上六嘉。農振地域外の田1筆で面積が200㎡。貸付人と借受人は記載のとおりです。田の新規の使用貸借権の申請になります。借賃は0になります。利用権の設定期間は令和3年2月1日から令和13年1月31日となっております。続きまして、資料14ページになります。申請番号4番になります。所在は下六嘉地区。農振農用地内の田が1筆で面積が582㎡となっております。貸付人と借受人については記載のとおりです。目的は田の利用権の再設定となっております。借賃は反当りの17,182円で合計の10,000円となっております。期間については令和3年2月1日から令和6年1月31日となっております。続きまして、資料は15ページ、申請番号5番。所在は井寺。農振農用地内の田が2筆で合計面積2,458㎡となっております。利用目的は田の新規の利用権の設定です。使用貸借権のため借賃については0円。期間は令和3年3月1日から令和13年2月28日になります。事務局からは以上でございます。

(議長) ただいま事務局より説明がございましたが、何かご意見ご質問ございませんでしょうか。何も無ければ承認でよろしいでしょうか。

(委員) はい。(委員一同)

(議長) ありがとうございます。それでは承認とさせていただきます。本日提案されました案件は全て終了しました。ありがとうございました。続きまして、その他となっております。事務局からは何かございませんでしょうか。無ければ委員の皆さんから何かございますか。何も無ければ2月の総会は2月10日水曜日の9時半から開催いたします。よろしくお願いいたします。それでは、これをもちまして本日の農業委員会を閉会いたします。お疲れ様でした。

前記のとおり会議次第を記録し、これを証するため署名する。

令和3年1月12日

会長 下 田 司

委員 友 田 廣

委員 榮 恵